

平成26年度 第1回熊本市障害者施策推進協議会（概要）

日 時：平成26年10月6日（月）午前10時から

会 場：熊本市役所14階大ホール

出席者：相藤委員、一門委員、川村委員、熊川委員、興梠委員、高橋委員、田中委員、
多門委員、塘林委員、日隈委員、本田委員、松永委員、松村委員、丸住委員、
宮田委員、森田委員、吉田委員（50音順）

欠席者：相澤委員、潮谷委員、丸谷委員

| | |
|------|---|
| 進行 | <p>【1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資料確認 ○課長挨拶 ○平成26年度新任委員の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県立熊本支援学校 高橋 次郎 様 ・熊本きぼう福祉センター 田中 こず恵 様 ・熊本障害者職業センター 本田 壮一 様 ・熊本県自閉症協会 松村 和彦 様 ・熊本市社会福祉協議会 潮谷 愛一 様 |
| 高橋委員 | <p>4月から熊本県立熊本支援学校の校長となりました、高橋でございます。 本校は、非常に過密狭隘化が深刻な状況で、本年度、県で特別支援学校の検討会が立ち上がっており、推移にも期待しております。また、熊本市が平成29年度に高等部、平成32年度に小中学部を設置されるということに大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 田中委員 | <p>熊本きぼう福祉センターの田中と申します。私は、県の家族会が運営している就労継続支援事業所（B型）と就労移行支援の生活支援員と就労支援員をやっています。よろしく願いいたします。</p> |
| 本田委員 | <p>熊本障害者職業支援センターの本田と申します。 私どもは、障がいのある方の就労支援ということで、ハローワークや、熊本市に参画している障害者就労・生活支援センターとの連携をもとに、障がいのある方への就労支援、あるいは実際に雇用をすすめた事業所への支援を中心に行っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 松村委員 | <p>熊本県自閉症協会から今回この会議に初めて参加させていただきました松村です。私どもの協会は、自閉症の子どもや家族を持つ親の会として始まり、今では多くの支援者の方々にも協会に参加していただいております。 今回の審議の中には、発達障がいや難病など新たな施策も多く含まれるなかで、皆様と一緒にいろんな内容を審議していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> |

| | |
|----------|--|
| 事務局 | <p>○委員退任の報告</p> <p>・はっとり心療クリニック 服部 陵子 様</p> <p>○委員の出欠報告</p> |
| 相藤 会長 | <p>【2 議事】</p> <p>(1)「熊本市障がい者プラン」中間見直し及び「第4期熊本市障がい福祉計画」策定の考え方について</p> <p>本日の会議は2時間を予定しておりますので、審議のご協力をお願いいたします。</p> <p>では、議事1「熊本市障がい者プラン中間見直し及び第4期熊本市障がい者福祉計画策定の考え方について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(資料説明)</p> <p>資料1 熊本市障がい者プラン中間見直し及び第4期障がい福祉計画策定の考え方について</p> |
| 相藤 会長 | <p>只今の説明に対してご意見はありますか。</p> <p>あわせて資料2、資料3についても、ご意見があればお願いします。</p> |
| 宮田 委員 | <p>考え方の一番基本になるところだと思いますが、7ページの一番下に、権利条約について記載があります。しかし、「また」と入っている。上に書かれている関係法は、権利条約批准のための国内法の整備がほとんどだと思います。そういう意味では、権利条約が法制度的にも憲法の次に位置する、非常に大切なものになるので、「また」ではなく、何らかの表現の方法で、権利条約がこれからの我々の障がい者施策の大きな指針になるのだと、明言されてもいいのではないかと思います。</p> <p>ただ、権利条約の中身をそのまま、現状の日本のあるいは熊本市の地域におとすというのは非常に大変なことであるため、大きな指針として掲げられていることを位置づけるということだけでも書いてもらおうと違うと思います。</p> |
| 事務局 | <p>委員ご指摘の通りでございます。権利条約は基本となる考え方とっております。素案に書き込む際には、前提として権利条約があるをしたいと思います。</p> |
| 相藤 会長 | <p>その他、ご意見はありますか。</p> |
| 興梶 委員 | <p>基本方針に障がい児支援の提供が入っており、小児科医として大変嬉しく思っております。その具体的な中身として、児童発達支援等々書いてありますが、臨床の現場でいつも一番感じていることは、就学前の子ども達が、普通の保育園や幼稚園にいけるように、保育士等の加配であったり、医療的ケアをしてくれる看護師の配置が欲しいということです。障がいを持つ子どもが療育を受けて育つことも大切ですが、健常な子どもと一緒に育つ場の提供も、ぜひ盛り込んで欲しいと思います。</p> |

| | |
|----------|---|
| 相藤 会長 | 障がい者自立支援協議会の子ども部会で障がい児保育に関する調査をされて、保育士の加配等に関して提案という形をお願いしております。その点も踏まえて、事務局から意見ををお願いします。 |
| 事務局 | 今回、国から示されている障がい福祉計画の基本指針の中にも、障がい児の支援というものが入ってしまっていて、障がい福祉計画の中では支援の種別ごとの必要量の見込み及び見込み量確保のための方策を書き込むことを考えています。後ほど説明しますが、障がい者プランに重点施策を再整理します。その1つのプロジェクトが「生涯を通じた切れ目のない支援」を基本的な考え方としており、障がい児の方が生涯に渡ってどのような支援を受けていくことができるかを表すような、そういった重点施策にしたいと今のところ考えています。詳細についてはこれからです。 |
| 川村 委員 | 7ページの「熊本市障がい者プラン策定後の国の動き」、ここに法律が色々と書いてありますが、就労関係では障がい者雇用促進法も挙げてもらうと良いのではないかと思います。 |
| 事務局 | 申し訳ございません。そこは大切な法令を1つ書いておりませんでした。当然ながら、障がい者雇用促進法の改正はプランへの書き込みを行うとともに、本市の障がい者自立支援協議会就労部会からプランについて文言の修正等や新たな項目に対して提案をいただいておりますので、就労については、力を入れて見直したいと思います。 |
| 相藤 会長 | そのほかにご意見はございませんか。 (2) 熊本市障がい者プラン中間見直し及び熊本市障がい福祉計画策定に伴う基礎調査結果について それでは、次の議事にうつります。事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | (資料説明) 資料4 熊本市障がい者プラン中間見直し及び熊本市障がい福祉計画策定に伴う基礎調査結果について【速報】 |
| 相藤 会長 | ありがとうございました。只今の説明に対して、何かご意見はありますか。 |
| 熊川 委員 | 障がいのある市民の声を基に考えていくことは、とても大切なことだと思っています。その上で、内容について3点お願いしたいと思います。 1 ページ目、問3「あなたの年齢を教えてください」で、特に身体障がいのある方の年齢層を考えると、こうなるだろうというのはわかりますが、60歳を超えた方が過半数になっています。特に65歳より下の、いわゆる障がい福祉サービスの対象者の声を反映させるような分析が必要になるだろうと思います。 先ほどの説明の中で、障がい種別ごとの説明がありましたので、あわせて年齢的な部分でも分析していただければと思います。 |

| | |
|------|--|
| | <p>もう1つ、事務局でも気付かれているかと思いますが、18ページ、問26の障害福祉サービスの利用状況と利用意向について、「利用している」という回答結果が実態と随分かけ離れているようにみえます。設問の仕方がまずかったのか、集計を誤ったのか、あるいは回答する側の理解が届かなかったのか、色々要因はあると思います。まず、事務局は気づいているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>そこにつきましては、まだ分析できておりません。</p> |
| 熊川委員 | <p>例えば、18ページ「日中活動系サービス」の⑨自立訓練（機能訓練・生活訓練）⑩就労移行支援⑪就労継続支援（雇用型・非雇用型）で、「利用している」と答えた人が77人、38人、45人となっています。</p> <p>資料2「熊本市障がい福祉計画（第3期）」の5ページから9ページに3つの事業が載っていますが、実際の利用者数は自立訓練が120人でもっとも少ない。就労支援が176人、就労継続支援は桁違いの1,542人というのが実績値で、県全体でも国でもこの比率です。アンケート結果の「利用している」の数値は誤差の範囲を大きく超えています。また「訪問系サービス」にしても、「障がい児のサービス」にしても、実態とはちょっと違うかなと思う数字がありますので、そのあたりをどのように捉えているのでしょうか。</p> <p>最後にもう1つ、第3期の障がい福祉計画策定時にもお話を示していただきましたが、自由記述があればどのような意見があったかを示していただきたいと思っています。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。今ご指摘の点は見込み量を出す上でとても大切な部分でございますので、精査をしっかりとさせていただき、間違いがないようにしたいと思います。自由記述については、現在まとめている段階です。アンケート結果報告書の詳細版を送付する際に、自由記述の部分、全部をそのままお送りできるかというのはありますが、少し工夫してお示しできればと思います。</p> |
| 宮田委員 | <p>2つあります。</p> <p>25ページの間30-2の差別を受けた場面に関する問いに、「仕事や収入が少ない」とありますが、仕事や収入が差別だと本人達が理解するためには高度な知的な情報を頭の中で整理してもらわないと理解できないと思います。このデータがおかしいと言っているのではなく、仕事と収入のデータがいくつかありましたよね。例えば、参考資料として一般収入と比較して収入がどのくらいかなどを示してもらおうと、圧倒的に障がい者の収入が低いということが理解できるのではないかと思います。</p> <p>以前お話したと思いますが、こうした量的な把握はとても大切ですが、やはり量的なものだけでは、公表された時、あるいは障がい当事者の皆さんが受け取った時に、なかなか読まないし、読むのが辛い。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>例えばエピソードに関わるもの、あるいは事業所の方がまとめたものなど、量的なものだけでなく、実態に即した質的なものがあればいいのではないのでしょうか。例えば、先ほど熊川委員がおっしゃった自由記述の部分等を掲載するとさらにエピソードが深まり、それぞれの方がアンケートをしたことによって、さらに自分たち障がい者自身はこれからどうしていけばいいのか、計画を受けて我々事業者はどう入れられたらいいのかの参考になると思います。</p> <p>大変だとは思いますが、エピソード的なものを入れた方がいいのではないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>わかりやすくお伝えできるように工夫したいと思います。</p> |
| 相藤 会長 | <p>その他意見はありますか。</p> |
| 森田 委員 | <p>今朝の新聞にも掲載されていましたが、全盲の方が行政機関に就職を希望されて叶わなかった件です。</p> <p>全国の状況を見ると、全盲の方でも事務職に就職して立派に自立支援、雇用されている状況があります。本市の障がい者プランの中にも、一番大事な部分として、自立支援、それから雇用について取り上げているにも関わらず、なぜ本市でそのようなことができないのかと疑問に感じます。</p> <p>一般事業所では能率・能力が問われる現状なので、障がいのある方も仕事として何をするかを橋渡ししないと就労には結びつかないのではないのでしょうか。計画の中身も横断的に捉え、例えば盲学校、ろう学校を卒業する段階で、障がいのある方が実際何ができるのか、社会や企業のなかで何が発揮できるかを啓発して、事業所側、あるいは行政側の求人内容とアクセスするという、そういうことが具体的にできていないのではないかと思います。</p> <p>一人でも二人でも多くの方が、自立支援や雇用促進を受けられるために、プランには具体的にどう記載するのか、資料を見ると「横断的に」とは書いてありますが具体的なことは書いてありません。事務局のお考えをお伺いします。</p> |
| 相藤 会長 | <p>今のご指摘に対して、事務局いかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>ご指摘の新聞記事については、非常に恥ずかしいことだと思います。合理的配慮については、私達も常日頃より申し上げておりますし、率先垂範すべき行政としては、非常に認識不足だったと思います。</p> <p>具体的な記述でございますが、障がい者プランは10年間の計画で、どちらかというと大きくくりに記載しがちなのですが、可能な限り具体的に記載したいと思っています。</p> |
| 事務局 | <p>プランの中間見直しについては、この後説明したいと思いますので、説明を聞か</p> |

| | |
|----------|---|
| | れた後で、再度ご意見をいただければと思います。 |
| 相藤 会長 | <p>さきほどおっしゃったように、65歳以上の高齢者の方々は、やはり介護保険優先にシフトする方が多く、障がい者総合支援法のサービスを受けられる年齢層の方に必要な生活支援と就労支援とは違うと思います。熊川委員や宮田委員、森田委員もおっしゃいましたが、その方々のニーズは、全体から見たニーズと、全く違うのではないのでしょうか。65歳以下の回答者のニーズを再度精査してもらおうと、この結果とは違うものが見える可能性があると思いますので、できれば、お示しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>皆様、他に何かご意見はありませんか。</p> <p>(3) 熊本市障がい者プラン中間見直しについて</p> <p>・ 中間見直しに伴う新たな重点施策について</p> <p>ないようですので、次の議事に移ります。こちらも、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(資料説明)</p> <p>資料6 「熊本市障がい者プラン」 中間見直しに伴う新たな重点施策 (案)</p> |
| 相藤 会長 | <p>ありがとうございました。これまでの重点施策の目標を明確にして整理したということで説明をいただきましたが、今の説明に対して、何かご質問等がありますか。</p> |
| 森田 委員 | <p>この施策計画の骨子は自立支援、それから雇用の促進ということだと思うのですが、その成果の数値として、一般企業も含めて、いわゆる障がい者の法定雇用率がどうかという数字は、行政的には出るのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>熊本県レベルではありますが、市レベルでは難しいと思います。</p> |
| 森田 委員 | <p>県の法定雇用率は平均でどのくらいなのでしょう。法定雇用率はほとんど達していないという状況なのでしょう。熊本市の市職員の場合は充足されているのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>まず、全体の数値は今持っていないので、熊本市の職員に限って申し上げますと、法定雇用率は市全体ではなく、任命権者ごと、市長や教育委員会などそれぞれで判定しており、教育委員会は法定雇用率を達成していません。法定雇用率を勤務形態等でポイント化すると、その他の所はぎりぎり達成している状況です。</p> |
| 森田 委員 | <p>今後の施策の推進状況を見るために、市独自の雇用率をデータとして出すことは可能なのでしょうか。県では出しているということですが、市のプランですので、市単独で雇用率を出し、その推移を見るということは可能でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>物理的に市のみ統計はとれませんので難しいです。</p> |
| 事務局 | <p>市役所という意味でしょうか。</p> |

| | |
|----------|--|
| 森田 委員 | 市役所というわけではなく、市全体の事業所でどうかということです。法定雇用率は、就労支援・自立支援が推進できているかの総合的成果をみることができる良い値なのではないかと思います。 |
| 相藤 会長 | 法定雇用率の集計はハローワークが行うため、熊本市に特化したデータ集計をハローワークで行うことは難しいかと思います。私達のおおまかな把握ですが、教育委員会は、どこの県も達成していない状況であります。法定雇用率は、民間企業が2.0%に上がりました。国や地方公共団体は2.3%であり、だいたいどこも法定雇用率をぎりぎり達成している状況ですね。教育委員会については課題だと言われている状況です。 |
| 熊川 委員 | <p>熊本市としての法定雇用率を出すことは、厚生労働省、熊本労働局の仕事であるため難しいだろうと思います。熊本市役所の行政としての雇用率ですが、今公表されているのは昨年6月時点のデータで、今年6月時点の調査結果はまだ公表されていません。昨年度の調査では、政令指定都市20都市中、熊本市は最下位であり雇用率も未達成でした。法定雇用率は2.08%という数値であったと思います。教育委員会としても一昨年よりは随分上がったのですが1.43%。教育委員会の法定雇用率は2.2%で、1.43%というのも政令市としては最下位。市としても教育委員会としても政令指定都市のなかでは最下位で、法定雇用率も未達成という状況であります。</p> <p>先ほど森田委員がおっしゃった「全盲」の方の採用については、マスコミでクローズアップされていますが、それ以前の問題として、熊本市としての障がい者雇用のあり方は、行政としてのあり方を問われているのではないかと思います。この後お話をされる障がい者プランの中身に、「法定雇用率の確保を図ります」という表現で記載されていますが、こういった表現ではなかなか難しいのかなと思います。市としてこの数年のなかで、どういう取り組みを進めていくのかというアクションプランが障がい保健福祉課として必要になるのではと思います。</p> |
| 宮田 委員 | <p>今のことに関連して、重点施策の社会参加促進プロジェクト自体に、当事者の位置付けが曖昧ではないかと思います。雇用という観点でいえば、雇う側の問題。この構図がもう少し明らかにならないと。例えば、県では次の計画の中で、熊本県内の中小企業社の団体がいくつかありますので、そことの連携を具体的に示されています。資料7で、「事業所の啓発」という項目はありますが、そこ具体的にどのように連携をしていくのか、それによって雇用率をいかに上げていくかということが見えていないと感じます。これは見えなくて当然です。なぜかという、私も障がい者の雇用について様々な活動をしてきましたが、ここ3年で急速に大きく動いてきました。ようやく社会参加への大きな道を自覚し始めて活動が広がってきています。5年前に計画を策定した時には見えなかった</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>ことが、社会参加の中の特に雇用という点について言えば、次の5年間をどうしていくかを全体の構図をみながら掘り下げていく必要があるかと思います。</p> <p>表現の問題だとは思いますが、「生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト」にしても、「社会参加促進プロジェクト」にしても、字だけで見るとイメージがわかりづらいです。大げさなものでなくてもいいので簡単な関連図を示し、関係性を目に見える形にしてもらおうとわかりやすいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>わかりやすいよう図式化を行うなど工夫したいと思います。</p> |
| 相藤 会長 | <p>重点施策の具体的な取り組みは、次の議事にある程度触れてあると思いますので、次の説明を聞かれて、皆様にご意見をいただくことでお願いできればと思います。</p> <p>・第2編分野別施策のたたき台について</p> <p>障がい者プランの第2編分野別施策について、事務局がたたき台を作成していますので、この資料について事務局よりご説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(資料説明)</p> <p>資料7 熊本市障がい者プラン中間見直しについて 第2編分野別施策(たたき台)</p> |
| 相藤 会長 | <p>ありがとうございました。これまでの説明に関して、皆様よりご質問をお願いします。</p> |
| 丸住 委員 | <p>成年後見に対して2つお話ししたいと思います。</p> <p>資料7の12ページ、2-4-②権利保護に対する支援です。「法人後見人及び市民後見人の育成に取り組めます。」と謳ってあります。</p> <p>現状としては、成年後見人の申し立てが非常に増えており、専門職では足りない状況になり、家庭裁判所でもどうにかしないといけないと考えているようです。アンケートでもわかるように、高齢者の方が増えてきており、また、同様に身寄りのない方も増えています。</p> <p>ですので、市民後見人の育成を早期に進めていただきたい。アンケートに答えられない、身寄りがなく声をあげられない方の人権擁護の観点から、これを早めに進めていただきたいと思います。</p> <p>もう1つは、資料2「熊本市障がい福祉計画(第3期)」の15ページです。</p> <p>2「成年後見制度利用支援事業」について、平成24年の計画値2に対して実績値1.8、平成25年は、計画値2に対して実績値2.1と、大変頑張っている印象を受けました。それと同時に周りの弁護士から、報酬を市に請求すると「予算の関係で出せるかどうかわかりません」という話があったとも聴きます。この制度自体、実績が増えてきているということで計画の見込量を考えていただきたい。私たちは成年後見人となりまして、自分で判断できなくなってしまった方たちの</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>代理人として、支援等をトータル的に考えますので、その辺についてはよろしくをお願いします。</p> |
| 相藤 会長 | <p>今の意見に対して事務局、お願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>ご指摘がありました「市民後見人」についてですが、昨年度から熊本市の社会福祉協議会に育成を委託しており、現在1期生の方が次のステップの専門研修に入っています。その後、2期生の方々が基礎研修をしています。まず、市民後見人養成講座が終わりましたら、そのまま後見人というわけには参りませんので、対人援助技術や金銭管理の技術を、社会福祉協議会が行なっている権利擁護事業（金銭管理を行う事業）で学んでいただき、次のステップに進んでいただくことを考えています。</p> <p>具体的には、市民後見人を養成しましても、熊本家庭裁判所においては、「個人受任は今のところその考え方がない」と言われています。そこで、法人後見のなかで支援員としてご活躍いただくということで、熊本市社協に法人後見の立ち上げの準備に具体的に入ってもらっています。今年度中に、社協の中に法人後見を具体的に実施するという項目を追加してもらって、来年度、具体的に法人後見の活動に入ってください、社協に養成している市民後見人に具体的に活動をいただくという段階に入っています。</p> <p>続きまして報酬の件ですが、申立てをした一年後には報酬の申請があがってくることは十分考えていますので、今のところお断りすることはありません。その分に関しましては、それに見合う予算の確保は行っています。</p> |
| 相藤 会長 | <p>市民後見ということでは、社協が行っている「日常生活自立支援事業」の後見人として今は家庭裁判所が認めているということで、今説明があったような法人後見人のところで活躍してもらおう。</p> <p>ちなみに、弁護士と司法書士会と社会福祉会の3団体が、後見という権利擁護事業を受けているところです。住民からの依頼には、「報酬を見込める」、「報酬を見込めない」ということが個別の案件の中に既に記載されていて、いずれの団体が受任するかはもめるところです。市長申立ては、なるべく余裕のない方や財政的に厳しい方たちが依頼するというのを3団体でもお願いしておりました。後見制度にかかる費用については、予算の確保を私からも併せてお願いしたいと思います。市民後見人養成員講座には私も携わりましたが、それだけでは難しいことを感じました。ですので、法人後見の一員になっていただき、所属する団体が資格を取得しながら取り組むということで、日常生活自立支援事業の中で活躍していただけるならば、そういった方々が増えて、より権利擁護事業が定着していくのではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>少し補足です。来年度から市の社協が法人後見人制度の準備をしているというこ</p> |

| | |
|----------|--|
| | とで確定的な言い方で説明しましたが、今準備をしているということで確定的ではないので訂正します。 |
| 相藤 会長 | 準備をしているということで認識をお願いします。 |
| 宮田 委員 | <p>たくさんありますので、また別紙で市に提出したいと思いますが、残された問題として主に8点あります。そのうちの3点を、ここで発言したいと思います。この3点は、これまで私がかつて各種会議の場で何度も申し上げた、今の熊本市で総合支援法をいかに落していくかということについてです。</p> <p>1点目。給付決定の期間が熊本市は長いということです。</p> <p>最近の事例を挙げますと、私の事業所で9月18日にグループホームの入居申請をお願いしましたが、調査ができるのは10月15日。それから審査に入るため、給付決定が11月ということでした。しかし、この方は9月18日にうちの事業所に入居されました。ということは、9月分、10月分、ひよっとすると11月分について、少なくとも家賃については3万円が本人の自己負担。さらに、支給決定前は事業所への給付がないため、およそ10万円程度の給付が受けられず、タダ働きをすることになります。我々も福祉の充実のために働いているためやりますが、給付決定がずれるということが2つの側面に影響を及ぼしています。</p> <p>1つ目は、ご本人の権利の制限、下手をすれば権利の侵害になる。2つ目は、業者が冷や飯を食うということになることです。</p> <p>2点目。就労継続支援事業の問題です。</p> <p>就労継続支援事業B型の定員を、熊本では10名にしてはどうかと発言しました。簡単にいうと、A型を県がたくさん許可をしたので、熊本市では困っているとのことでした。批判ではありません。簡単なことで、定員を10名にして、A型で実態としてはB型のようなところがB型に転換できれば、事業所としてはできる。これがまだ残されているのではないかということです。</p> <p>3点目。地域活動支援センターについてです。</p> <p>言い換えれば、居場所をどうするかということです。居場所という概念も、ここ数年、障がい者の日中活動、社会参加の中で、にわかにはクローズアップされています。事業所が色々な事業を展開することで、居場所というものが付随した機能でなく、精神の方や発達の方がそうですが、非常に中心的な機能であるということがわかってきました。そういう意味では、次の計画の中で、居場所という位置付けを強化するならば、地活の問題が少し解決するのではないのでしょうか。</p> <p>地活の問題というのは補助金が370万円しかないということです。補助金が370万円しか出なければ、本来は事業をやっていけない状況です。それに上乗せで、50万円ないし200万円くらいの費用を、居場所というものを位置付けたら、地域移行あるいは地域活動支援事業のなかで工面する可能性はあるわけで</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>す。会計部門と相談されなければならないでしょうが。</p> <p>この基本問題の3つを念頭においていただきたいと思います。</p> <p>この3つは、制度の運用と具体的な施策の展開の問題ですので、文言には現れないと思いますが、現場としては非常に重要な3つの問題だと思っています。</p> <p>あとは、キーワードを上げておきます。</p> <p>65歳以上の介護保険等の問題。精神障害者について特に申し上げますが、アウトリーチ。当事者活動、家族支援。ここでいう家族支援は、みんなネットでようやく動きはじめた「家族システム」という概念で、精神障がいを一人の問題ではなく、家族全体があたかも1つの生き物であるかのようにとらえ、家族全体に対する支援によって当事者が改善していくという考え方が大きくなっております。</p> <p>理論的ではございますけれども、ぜひキーワードとしては理解していただきたいと思います。</p> <p>それから、一般就労についてですが、ぜひ熊本市に認識しておいていただきたいのは、先日ジョブコーチの養成講座研修会があり、200名近い方が参加されました。各種就労関係の事業所や関係者が参加され、熱っぽく議論されて、2日間本当に盛り上がりました。11年前、我々のNPOでジョブコーチ講座を開きました。10回講座でしたが、平均して1講座の受講生は8人しかいなかった。11年たてば、2日間200人の方が来られる。ということは、就労に対して、就労を支援する側のジョブコーチという考え方について、現場では非常な盛り上がりを持ってきている。このことを市としても好機と捉えていただき、就労支援の施策の展開に生かしていただきたいと思います。</p> <p>最後は項目として出ていませんけれども「触法障害者」については、改めて意見を文書にて申し上げたいと思います。</p> |
| 相藤 会長 | <p>キーワードを含めまして、色々な面から提言をいただきました。事務局から何か説明はありますか。地域活動支援センター等の問題はすぐに回答できるものではないかと思いますが。</p> |
| 事務局 | <p>先ほどご指摘がありました、A型、B型については以前もご意見を頂戴しましたが、ここで明確にお答えできるような基礎データをまだ我々は持ち合わせていませんので、まずは色々な調査を行い、実行可能かどうかを判断したいと思います。</p> |
| 相藤 会長 | <p>給付決定が遅れることについては、これは何度も挙がっている問題かと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>給付決定が遅いというのは皆様に大変ご迷惑をおかけしていると私どもも認識しています。これまでも人員を増やすなど、体制を変えたり等対応をしてきましたが、改めて抜本的に、何か別の対策はないかを検討しているところです。なんとか対処したいと考えています。</p> |
| 事務局 | <p>地域活動支援センターについてですが、地域活動支援センターⅢ型の補助金が3</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>70万円ということで、金銭面が非常に厳しいということは聞いておりますが、金額的なことを今すぐどうということは難しいと考えます。「居場所」という位置づけについては重々認識しています。</p> |
| 相藤 会長 | <p>他にご意見等ございませんでしょうか。</p> |
| 松村 委員 | <p>自閉症協会からです。冒頭に申し上げましたが、今回のプランの中間見直しにおいては、発達障がいや難病等について様々な箇所新たに追加となっており、我々の協会としては大変ありがたいことだと思います。ただ、その中でも、さらに検討を深めていただきたいところを申し上げます。</p> <p>まず、資料7の28ページ。4-3「緊急時における障がい者への支援」というところで、新たに「⑦福祉避難所の拡充」という項目を追加していただきました。いわゆる体育館等での避難が困難な人達についての「福祉避難所」を開設するというところですが、「学校」も福祉避難所の1つに加えていただくことを検討いただけないでしょうか。自閉症や発達障がいのある人たちは、初めての場所では大変不安になります。子どもにとって一番安心して落ち着く避難場所は、日頃通っている学校だと思います。さらに、熊本市から市外の特別支援学校に通っている子どもも多くいることを考えれば、それらの支援学校も含んだ検討をぜひお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、同じ資料7の23ページ。3-4「精神保健・医療施策の推進」のなかで、「⑥発達障がいへの対応」ということで、「発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し～」とあります。自閉症協会としてもこのことは非常に重要と認識していますが、そのうえでさらに職員の資質向上とともに、対応ができる職員数を増やしていくことが検討できないかと思っています。</p> <p>最後に、全体を包括する意味で資料6「重点施策」が示されているかと思いますが、そのなかでも「生涯を通じた支援」ということが謳われており、自閉症協会としても、この考え方でぜひ進めていただきたいと思っています。</p> <p>自閉症協会は以前から「早期の発見」、そして「早期の適切な療育の実現」を求めてきましたが、今回それがきちんとあげられたことは、我々として大きな励みになっています。</p> <p>ところで、そのことを充分踏まえた上で、あえて申し上げておきたいことがあります。言い方としては違和感があるかもしれませんが、「早期発見」の対語、反対の考え方として、「遅期発見」という捉え方があるのではないかと考えています。今、社会的に非常に問題になっているのは、学校を卒業し成人となつてから、あるいは30代、40代以上になってはじめて、自分が発達障がいであることに気づき、そこから色々な支援を求めている方が増えているということです。早期発見の充実は勿論とても大切だと思いますが、「生涯を通じたシームレスプロジ</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>ェクト」というからには、いかなる年齢、いかなるライフステージでその障がい に直面した人達でも、その時その時で安心して適切な支援を受けられる体制が充 実していることがとても大事だと思います。</p> <p>重点項目の中にあえて、どの年代、ライフステージでも当事者にきちんと支援の 手が届きますよということが、明確に目に見える形になればと思います。</p> <p>さらに付け加えれば、発達障がいの中のアスペルガー系の方々に対しての「告知」 という問題、あるいは二次障がいを防ぐという問題も、早期だけでなく、それな りの年齢に達していくなかで発達障がいと向き合っていかなければならない当 事者や家族に対して、きちんと施策として見える形にできないかなと感じていま す。</p> <p>具体的に、プランのどこにどのようにというのは私もまとまっておりませんが、 趣旨としてご検討をいただけないかなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>趣旨は十分理解いたしましたので、充分検討したいと思います。</p> |
| 高橋 委員 | <p>30ページの5-1-②をお願いします。</p> <p>資料1の中でも、権利条約批准に向けた色々な法整備の動きがあるなか、教育分 野でも学校教育法施行令の一部改正が行われております。</p> <p>学校教育法施行令22条の3に「特別支援学校に就学すべき者」ということで、 就学基準と言われている5障がいについての定義があるのですが、そこに該当す る子ども達は、従来は原則、特別支援学校に就学するという「原則」を改めて、 総合的な観点から、障がいの状況、保護者の意見等を踏まえて検討すると改めら れています。</p> <p>そして、「就学指導委員会」という言葉も、就学だけの委員会ではなく、文部科 学省では「教育支援委員会」（仮称）といった名称にすることが適当ということ で、就学だけでなく就学後の子ども達の支援について、合理的配慮の検討も含め て教育支援委員会の役割として挙げられています。合理的配慮とは、教育の分野 では、障がいのある子どもが他の子どもと平等に参加できるという個人への配 慮。もちろん設置者等に過度な負担をかけないということではありますが、そう いったことが挙げられていますので、「就学指導委員会」という言葉自体も権利 条約批准後、ここに残すのかどうか教育委員会総合支援課とも相談のうえ検討い ただきたいと思います。</p> <p>併せて、特別支援教育ですが、インクルーシブシステムの時代に入っているとい う認識を持っています。平成24年7月に、共生社会の形成に向けたインクルー シブシステム構築のための「特別支援教育の推進」という報告が出され、それを 基に平成25年度、学校条例施行令が一部改正されています。教育の分野につい ても、この議事に向けた取り組みを反映されるよう、ご検討をお願いできればと</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>思います。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。教育委員会と十分打合せをさせていただき、検討を進めたいと思います。</p> |
| 相藤 会長 | <p>よろしいでしょうか。インクルーシブ教育という言葉も、色々な福祉の他分野においてもとても大切なところだと思いますので、ぜひお願いします。</p> <p>12ページの2-4-⑥「地域福祉ネットワーク活動」については削除とありましたが、様々な連携等、生活支援であったり、就労支援であったり、専門職も含めた地域の連携というところで、これから地域移行を進めるなかで、とても大事なことであるため、相談支援事業など他の分野でもいいので、何らかのところにに入れて欲しいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、他に意見があれば、後日、事務局までお願いします。</p> |
| 進行 | <p>お席の上に「熊本市中間プラン見直し素案作成に関するご意見ご提案」の様式を配布しております。プランに関するご意見等は10月20日までに事務局までご提出ください。</p> |
| 相藤 会長 | <p>以上で全ての議事が終了いたしました。ご協力、ありがとうございました。</p> |
| 進行 | <p>3 事務局連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員任期満了のお知らせ及び第2期委員就任のお願い <p>4 閉会</p> |